

# Weekly Report

第483日号  
平成30年12月3日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## e-Tax利用の簡便化に関するQ&A

来年1月からe-Tax利用の簡便化が実施され、個人納税者の方は「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2つの方式でe-Taxを利用できるようになります。

### ◆Q&A

#### Q. マイナンバーカード方式とは？

A. マイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用して、e-Taxへログインするだけで、e-Taxを開始できます。利用するための申請書などは不要です。なお、e-Taxにログインする際や申告等データに電子署名を行う際に、マイナンバーカードのパスワードが必要になります。

#### Q. ID・パスワード方式とは？

A. マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていない場合でも、e-Tax用のIDとパスワードを利用して、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った上で、発行されます。

#### Q. 来年1月以降、従来の方でe-Taxはできる？

A. 利用者識別番号や電子証明書を使った従来の方法も、引き続きe-Taxによる電子申告ができます。

#### Q. スマートフォンからe-Taxは利用できる？

A. 来年1月から、スマートフォンでも国税庁HP上の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書の作成ができるようになり、ID・パスワード方式を利用してe-Taxによる電子申告ができます。また、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又は寄附金控除を適用して申告する方は、「スマホ専用画面」を利用できます。

## 消費税率引上げに伴う価格設定の指針

政府は、来年10月に実施される消費税率10%への引上げに伴う価格設定のガイドラインを公表しました。

消費税率引上げ後に値引きを行う場合に、「消費税還元セール」などの消費税と直接関連した宣伝・広告は従来通り禁止ですが、価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告を規制するものではないため、「10月1日以降2%値下げ」などと表示することは問題ないとしています。

また、消費税率引上げ分以上に値上げを行う「便乗値上げ」についても、需要に応じた値上げなどを妨げるものではないとし、経営判断に基づく柔軟な価格設定を促しています。

## ★★★12月のチェックポイント★★★

※年末調整事務で必要な「扶養控除等（異動）申告書」「配偶者控除等申告書」「保険料控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を各社員から受理し内容を確認します。

※年末・年始の必要資金を再確認し、借入が必要ななら早めに取引金融機関と折衝します。

※多忙により一部部署が長時間労働にならないよう、業務の適切な配置など労務管理を心掛けます。また、多忙と忘年会などで過労やストレスで体調を崩さぬよう、健康管理にも努めます。